

人類に  
奉仕する  
ロータリー

# 帯広西ロータリークラブ

# 会報

第2149回例会

2016.8.25



■RI第2500地区テーマ■

ロータリーのあしたのために、  
積極的に行動しよう

■クラブ・テーマ■

ロータリーを分かち合おう

## 会長報告

古田敦則 会長

今日日本には会員数330名を超える東京ロータリークラブから会員数4名の下川ロータリークラブまで2278クラブがあり、約9万人弱の会員が在籍しています。これだけクラブの規模等が異なれば、当然同じロータリークラブであっても、それに対するアプローチや取り組み方も異なってきます。今年のクラブの目標の一つとして「たずねようロータリー」の推進をかかげさせていただいています。これはご承知の通り川田年度に行った取り組みでもありますが、私も当年度の副会長だった事もあり大阪の西北ロータリークラブと東京の池袋ロータリークラブにメーキャップにいきパナー交換をしてきました。お恥ずかしい話ですが、私はその年まで一度も地区外のクラブはもちろん帯広のクラブですら一度もメーキャップしたことがありませんでした。役目上、初めてメーキャップをしたのですが、私にとって色々な発見があった貴重な経験となりました。それぞれのクラブが十人十色であり、私たち西ロータリーの常識が必ずしもロータリーの常識とは限らないという事を感じさせられました。ともすれば、ロータリーは前年踏襲の自己完結に陥りがちになります。他のクラブを訪問することは、ロータリーに関わる新たなヒントを与えていただく絶好の機会にもなりますし、同時に自分たちのクラブの現在位置を確かめるきっかけにもなります。尚、十勝以外のクラブへ訪問する際は事前にメールで確認をとっておいたほうが、パナー交換等がスムーズにいきますので、ホームページやロータリーの友等でご確認の上、事前に連絡される事をおすすめいたします。また、可能であればできるだけ地区外のクラブを訪問される事が、それぞれの地域の特性もあり参考になるかと思えます。東京〇〇クラブとか京都〇〇クラブというとなんだか敷居が高いような気もしますが、会員数でいえば、例えば東京ロータリークラブの属する2580地区で当クラブより会員が多いのは東京北と東京浅草くらいで、ほとんどは50人未満のクラブがほとんどです。さらに、そうした都会のクラブのほうが



ビジターを迎えるのになれていて心遣いをいただけると思えます。是非、とくに若い会員の方々には積極的にチャレンジしていただきたいと思えます。

## 会務報告

谷脇正人 幹事

- ①2016-17年度地区大会開催のご案内  
日 ち 10月21日(金)～22日(土)  
2日間  
第1日目(10/21)記念親睦ゴルフ大会  
8:30～ 北見カントリークラブ  
第2日目(10/22)受付登録  
8:30～ 北見市民会館  
本会議  
9:00～18:00 (昼食 12:00～13:00)  
大会記念大懇親会  
18:30～20:00 ホテルベルクラシック北見
- ②帯広北RC、家族野遊会開催のご案内  
日 時 8月27日(土)午後5時  
場 所 道新花火大会会場(十勝川河川敷)  
※尚、8月26日(金)の繰下げ例会と致します。
- ③帯広東RC、家族野遊会開催のご案内  
日 時 8月28日(日)午前10時  
場 所 新嵐山スカイパーク  
※尚、8月30日(火)の繰上げ例会と致します。
- ④帯広RC、8月31日(水)の例会は、休会と致します。
- ⑤帯広RC、家族野遊会開催のご案内  
日 時 9月4日(日)午前10時  
場 所 ポロシリ高原パークゴルフ場  
※尚、9月7日(水)の繰上げ例会と致します。
- ⑥帯広南RC、家族野遊会開催のご案内  
日 時 9月4日(日)午後0時  
場 所 帯広競馬場内  
※尚、9月5日(月)の繰上げ例会と致します。
- ⑦帯広西RC、家族野遊会開催のご案内  
日 時 9月11日(日)午後0時  
場 所 帯広競馬場内  
ばんえい十勝ビアガーデン  
※尚、9月8日(木)の繰下げ例会と致します。



会 長 古田 敦則 副会長 江口 文隆 会場監督理事 森 房明 発行：広報委員会  
幹 事 谷脇 正人 副会長 山本 範之 プログラム委員理事 河合 敏 委員長 伊東 肇 (副)辻田 茂生



例会日/木曜日 12時30分～13時30分 例会場/北海道ホテル 帯広市西7条南19丁目1 (TEL 21-0001)  
創立/1972年2月24日 事務局/帯広経済センタービル4階 TEL 25-7347 (直通) FAX 28-6033



委員会報告 会員増強委員会 天野清一委員長

新入会員候補者のリストがボックスの中に入っていますので見てください。推薦者の方必ずアタックしてください。各家庭集会に参加しますので新しい情報をお願いします。



ニコニコ献金 親睦活動委員会 菊池俊博会員

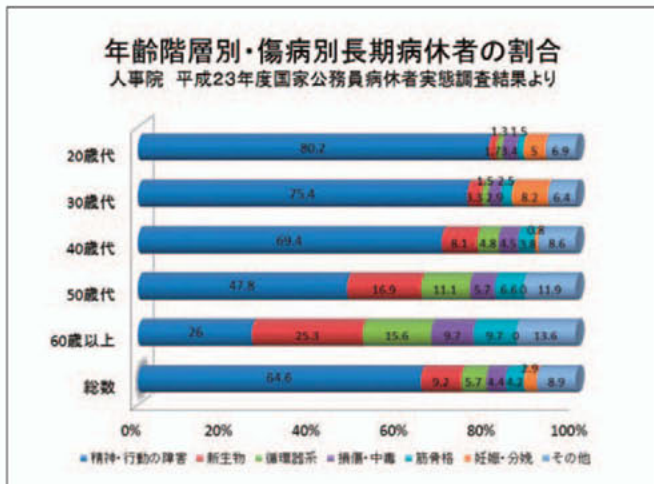
鎌田裕樹 健康増進委員長  
本日担当例会です。卓話を務めさせていただきます。  
菊池俊博 会員  
本日ニコニコの発表をさせていただきます。



プログラム

健康増進委員会

「メンタルヘルスチェックについて」 鎌田 裕樹 委員長



### 長期病休者数及び長期病休者率の傷病別順位の推移

	平成23年度	平成18年度	平成13年度
総数	5,370人 1.95%	6,105人 2.04%	6,591人 1.36%
第1位	精神・行動の障害 (うつ病、統合失調症等) 3,488人 2.6%	精神・行動の障害 (うつ病、統合失調症等) 3,849人 1.28%	精神・行動の障害 (うつ病、統合失調症等) 2,218人 0.45%
第2位	新生物 (肺癌、白血病等) 495人 0.18%	新生物 (肺癌、白血病等) 604人 0.20%	新生物 (肺癌、白血病等) 1,045人 0.22%
第3位	循環器系の疾患 307人 0.11%	循環器系の疾患 317人 0.11%	損傷・中毒・その他 外因の影響 644人 0.13%
第4位	損傷・中毒・その他 外因の影響 238人 0.09%	損傷・中毒・その他 外因の影響 289人 0.10%	筋骨格系・結合組織 の疾患 539人 0.11%
第5位	筋骨格系・結合組織 の疾患 229人 0.08%	筋骨格系・結合組織 の疾患 257人 0.09%	消化器系の疾患 485人 0.10%
職員数	274,973人	299,871人	486,216人

(注) 各欄の上段の数は長期病休者数、下段の数は長期病休者率を示します。

### 企業の損失

内訳	小計
病欠休業による労働力損失	464億9700万円
自殺による労働力損失	7029億8800万円
休業以外の生産性低下	4兆3364億2000万円

↓

職場のメンタルヘルスの向上により  
生産性の向上が期待出来る

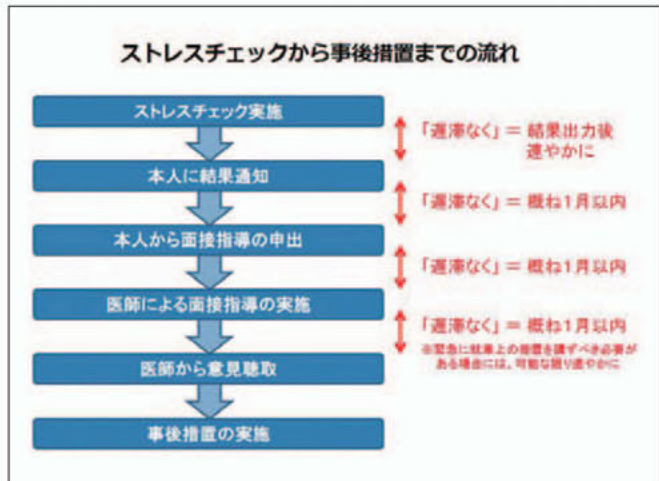
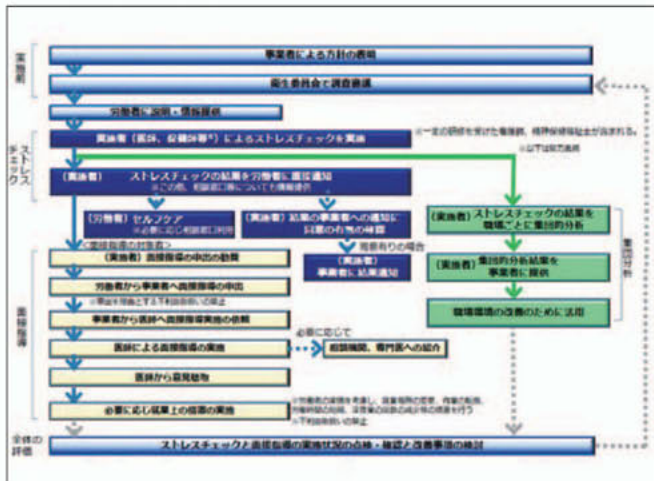
### ストレスチェック制度とは

○労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者が義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。

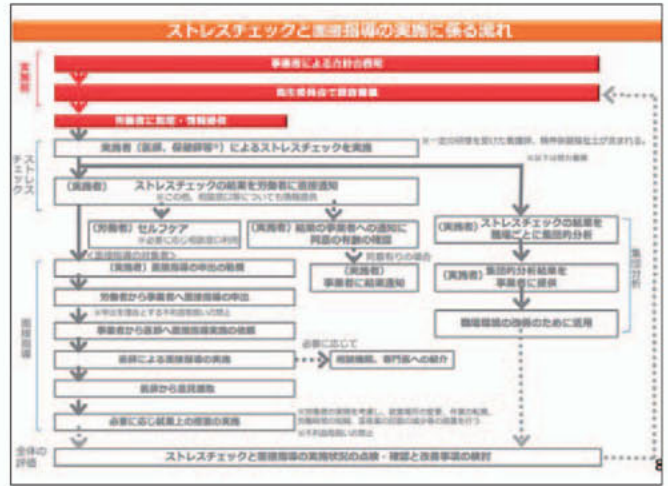
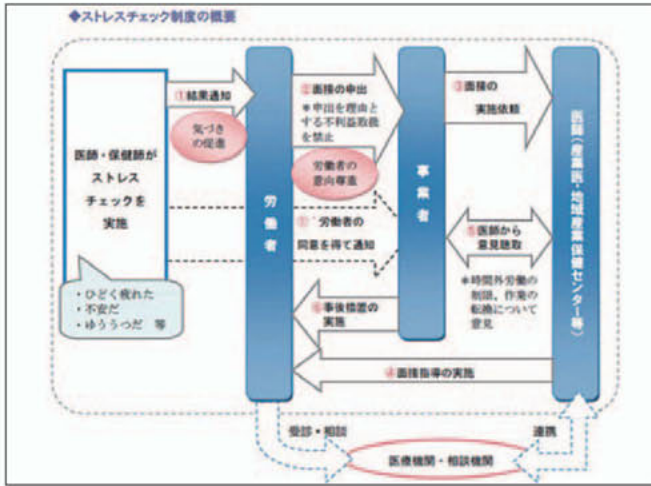
○ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

- 労働者の「ストレス症状」のチェックではない。
- ストレス症状の基になるストレス因子(=職場環境)のチェック

ストレスチェック検査 → 医師による面接指導 → 事業者の事後措置







### ストレスチェック制度の導入

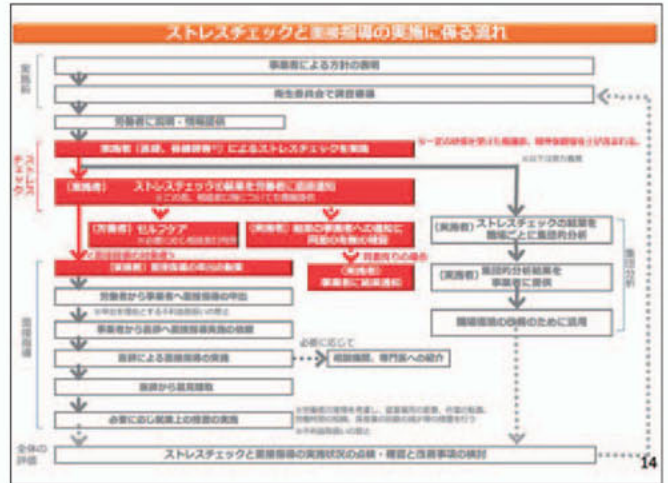
#### ■ ストレスチェック制度の基本的な考え方

**指針**  
新たに創設されたストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する二次予防を目的としたものであり、事業者は、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスクアの総合的な取組の中に本制度を位置付け、取組を継続的かつ計画的に進めることが望ましい。

#### ■ ストレスチェック制度の実施に当たっての留意事項

**指針**  
事業者、労働者、産業保健スタッフ等の関係者が、次に掲げる事項を含め、制度の趣旨を正しく理解した上で、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要である。

- ① 全ての労働者がストレスチェックを受けたいことが望ましい。
- ② 面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申請を行い、医師による面接指導を受けることが望ましい。
- ③ ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、事業者は、できるだけ実施することが望ましい。



### ストレスチェックの実施

#### ■ ストレスチェックの実施方法

**法律**  
第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

**省令**  
第52条の9 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次に掲げる事項について検査を行わなければならない。

- 1 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 2 当該労働者の心理的な負担による自身の自覚症状に関する項目
- 3 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

**通達**  
○ 事業者がストレスチェックを行うべき「常時使用する労働者」とは、次の①及び②のいずれの条件をも満たす者であること。  
① 期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。  
② 選労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

### ストレスチェックの実施

#### ■ ストレスチェックの実施者（実施者になれる者とその役割）

**法律**  
第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

**省令**  
第52条の10 法第66条の10第1項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 医師  
二 保健師  
三 検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した自覚医又は精神保健福祉士

**指針**  
○ 実施者は、ストレスチェックの実施に当たって、当該事業場におけるストレスチェックの調査票の測定並びに当該調査票に基づくストレスの程度の評価方法及び高ストレス者の測定基準の決定について事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認しなければならないものとする。  
○ 調査票の回収、集計若しくは入力又は受検者との連絡調整等の事務は実施者が直接行う必要はなく、実施事務従事者に行わせることができる。

### 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

<p><b>A</b> あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常にたくさんの仕事をしなければならぬ</li> <li>2. 非常に忙しさを覚える</li> <li>3. 一生懸命働かなければならぬ</li> <li>4. かなり注意を集中する必要がある</li> <li>5. 高度の知識や技術が必要でむずかしい仕事だ</li> <li>6. 勤務時間外はいつも仕事のことを考えていなければならない</li> <li>7. かなり大変な気がする</li> <li>8. 自分のペースで仕事ができる</li> <li>9. 自分自身のペース・方法を定めることができる</li> <li>10. 職場の仕事のやり方に自分の意見を反映できる</li> <li>11. 自分の仕事や知識を仕事で使うことが少ない</li> <li>12. 私の部署内で意見の食い違いがある</li> <li>13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない</li> <li>14. 私の職場の雰囲気は友好的である</li> <li>15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気など）はよい</li> <li>16. 仕事の内容は自分に合っている</li> <li>17. 働きがいのある仕事だ</li> <li>18. 最近1か月間のあなたの体調についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。</li> <li>19. 元気な気がする</li> <li>20. 元気な気がする</li> <li>21. 元気な気がする</li> <li>22. 元気な気がする</li> <li>23. 元気な気がする</li> <li>24. 元気な気がする</li> <li>25. 元気な気がする</li> <li>26. 元気な気がする</li> <li>27. 元気な気がする</li> <li>28. 元気な気がする</li> <li>29. 元気な気がする</li> <li>30. 元気な気がする</li> <li>31. 元気な気がする</li> <li>32. 元気な気がする</li> <li>33. 元気な気がする</li> <li>34. 元気な気がする</li> <li>35. 元気な気がする</li> <li>36. 元気な気がする</li> <li>37. 元気な気がする</li> <li>38. 元気な気がする</li> <li>39. 元気な気がする</li> <li>40. 元気な気がする</li> <li>41. 元気な気がする</li> <li>42. 元気な気がする</li> <li>43. 元気な気がする</li> <li>44. 元気な気がする</li> <li>45. 元気な気がする</li> <li>46. 元気な気がする</li> <li>47. 元気な気がする</li> <li>48. 元気な気がする</li> <li>49. 元気な気がする</li> <li>50. 元気な気がする</li> <li>51. 元気な気がする</li> <li>52. 元気な気がする</li> <li>53. 元気な気がする</li> <li>54. 元気な気がする</li> <li>55. 元気な気がする</li> <li>56. 元気な気がする</li> <li>57. 元気な気がする</li> </ol>	<p><b>B</b> あなたの仕事のやり方についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常に忙しさを覚える</li> <li>2. 非常に忙しさを覚える</li> <li>3. 非常に忙しさを覚える</li> <li>4. 非常に忙しさを覚える</li> <li>5. 非常に忙しさを覚える</li> <li>6. 非常に忙しさを覚える</li> <li>7. 非常に忙しさを覚える</li> <li>8. 非常に忙しさを覚える</li> <li>9. 非常に忙しさを覚える</li> <li>10. 非常に忙しさを覚える</li> <li>11. 非常に忙しさを覚える</li> <li>12. 非常に忙しさを覚える</li> <li>13. 非常に忙しさを覚える</li> <li>14. 非常に忙しさを覚える</li> <li>15. 非常に忙しさを覚える</li> <li>16. 非常に忙しさを覚える</li> <li>17. 非常に忙しさを覚える</li> <li>18. 非常に忙しさを覚える</li> <li>19. 非常に忙しさを覚える</li> <li>20. 非常に忙しさを覚える</li> <li>21. 非常に忙しさを覚える</li> <li>22. 非常に忙しさを覚える</li> <li>23. 非常に忙しさを覚える</li> <li>24. 非常に忙しさを覚える</li> <li>25. 非常に忙しさを覚える</li> <li>26. 非常に忙しさを覚える</li> <li>27. 非常に忙しさを覚える</li> <li>28. 非常に忙しさを覚える</li> <li>29. 非常に忙しさを覚える</li> <li>30. 非常に忙しさを覚える</li> <li>31. 非常に忙しさを覚える</li> <li>32. 非常に忙しさを覚える</li> <li>33. 非常に忙しさを覚える</li> <li>34. 非常に忙しさを覚える</li> <li>35. 非常に忙しさを覚える</li> <li>36. 非常に忙しさを覚える</li> <li>37. 非常に忙しさを覚える</li> <li>38. 非常に忙しさを覚える</li> <li>39. 非常に忙しさを覚える</li> <li>40. 非常に忙しさを覚える</li> <li>41. 非常に忙しさを覚える</li> <li>42. 非常に忙しさを覚える</li> <li>43. 非常に忙しさを覚える</li> <li>44. 非常に忙しさを覚える</li> <li>45. 非常に忙しさを覚える</li> <li>46. 非常に忙しさを覚える</li> <li>47. 非常に忙しさを覚える</li> <li>48. 非常に忙しさを覚える</li> <li>49. 非常に忙しさを覚える</li> <li>50. 非常に忙しさを覚える</li> <li>51. 非常に忙しさを覚える</li> <li>52. 非常に忙しさを覚える</li> <li>53. 非常に忙しさを覚える</li> <li>54. 非常に忙しさを覚える</li> <li>55. 非常に忙しさを覚える</li> <li>56. 非常に忙しさを覚える</li> <li>57. 非常に忙しさを覚える</li> </ol>
---	---

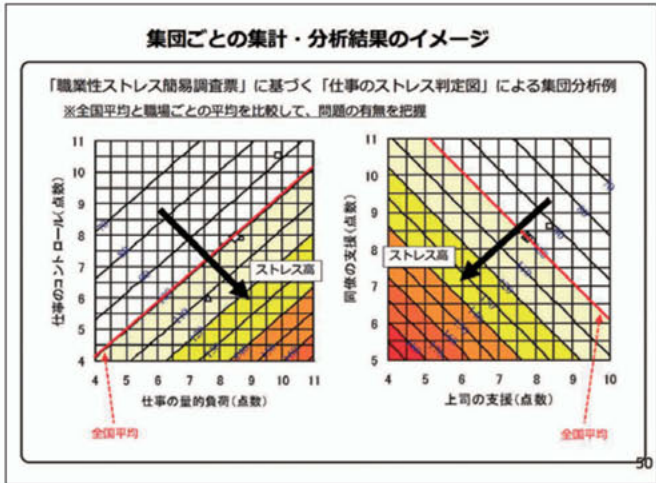
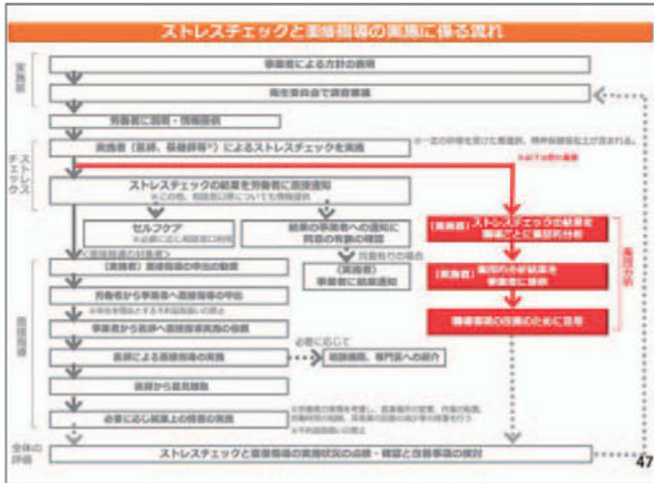
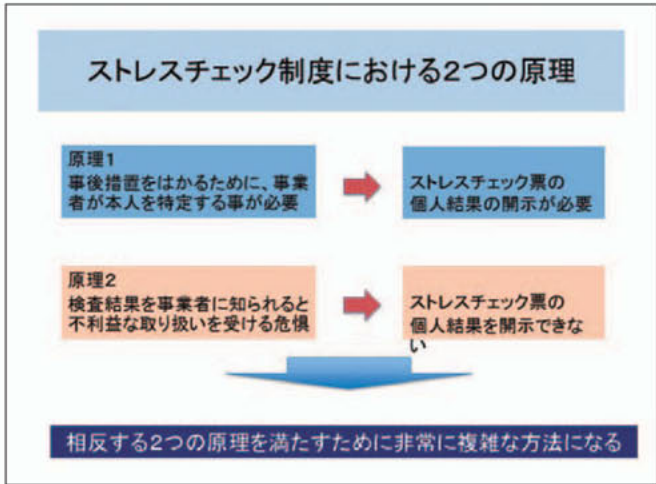
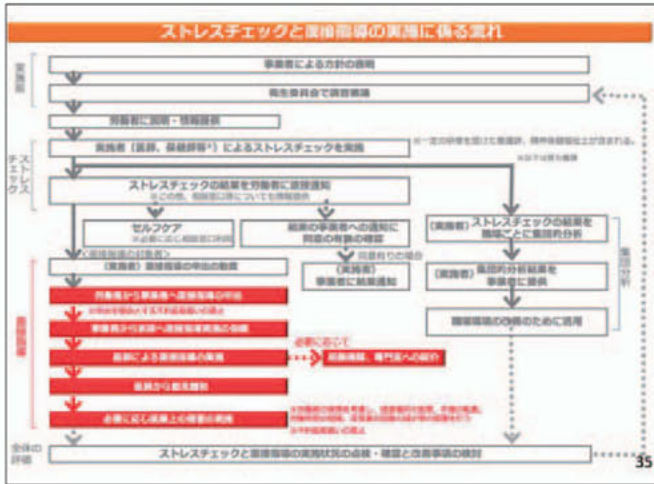
### 本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

あなたのストレスプロフィール

あなたのストレスの程度について  
あなたはストレスが高い状態です。（高ストレス者に該当します。）

セルクファのためのアドバイス  
医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。以下の申込窓口にご連絡下さい。





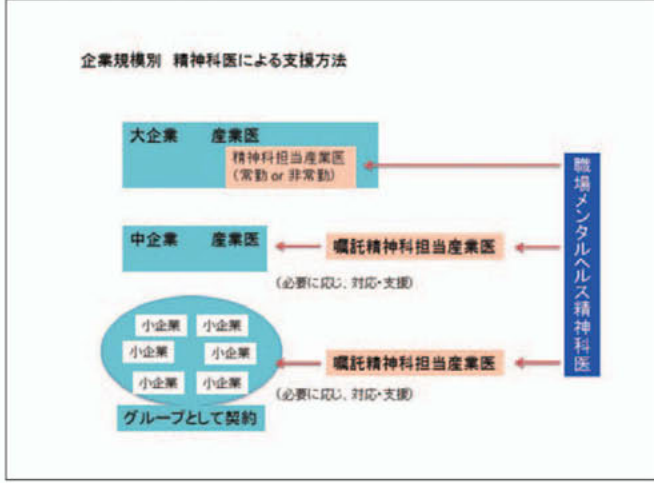
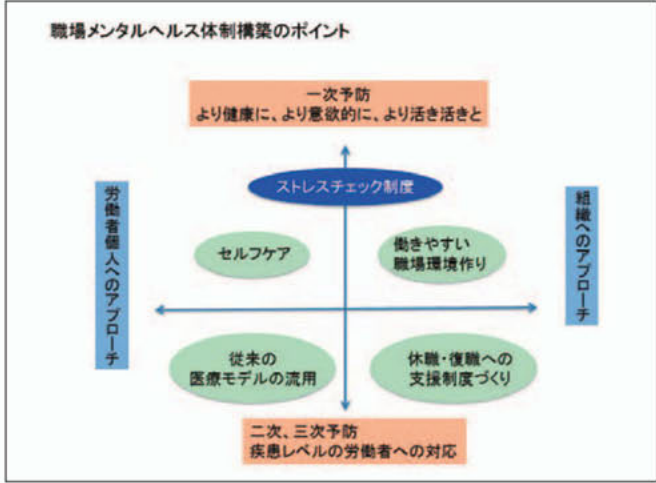
## ストレスチェック制度のポイント

ストレスチェックの実施が目的ではない

ストレスチェック制度を入り口として  
労働者のメンタルヘルス向上の体制作りを構築し、  
労働者の健康維持と組織の発展と生産性の向上をはかること

ストレスチェック制度の導入を成功させるために

- その目的を明確にする事
- 目的を達成させるという覚悟と準備を持って全社でのぞむこと
- 職場環境要因のうち最重要のものは人間関係、コミュニケー



※次週プログラム予定  
9月1日(木)  
「2016-17年度帯広RAC役員紹介、活動計画について」  
(青少年奉仕委員会)  
帯広ローターアクトクラブ 会長 奥 朋聡 様 他